

岩手県告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域 盛岡広域都市計画区域
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場
- 2（1） 都市計画の種類 区域区分
- （2） 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域
 - （ア） 滝沢市砂込、大崎、巣子、狼久保、鶴飼滝向、大釜田の尻及び大釜外館の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - （イ） 紫波郡矢巾町大字南矢幅第5地割及び第14地割の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
 - （ア） 盛岡市城西町、盛岡駅西通一丁目及び盛岡駅西通二丁目の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - （イ） 滝沢市巣子の一部（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。